

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条について

第19条 当分の間、文部科学大臣又は厚生労働大臣は、あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての第二条第一項の認定又はその生徒の定員の増加についての同条第三項の承認をしないことができる。

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、前項の規定により認定又は承認をしない処分をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

<解説>

(「逐条解説あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」 厚生省健康政策局医事課編著 平成2年2月10日 97頁より)

- 1 本条は、視覚障害者のあん摩マッサージ指圧師の職域優先を図るため、晴眼のあん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設の新設又は定員の増加の抑制について定めた規定である。
- 2 この抑制措置が行われる「当分の間」とは、視覚障害者に関し、あん摩マッサージ指圧師以外の適職が見出されるか、又は視覚障害者にたいする所得保障等の福祉対策が十分に行われるか、いずれにしても視覚障害者とその生計の維持をあん摩関係業務に依存する必要がなくなるまでの間ということである。なお、この措置が当分の間とされたのは、学校・養成施設の設置者の職業選択の自由を制限するものであるからである。
- 3 文部大臣又は厚生大臣が勘案すべき事項として、あん摩マッサージ指圧師又は生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合のほかに「その他の事情」があるが、これには例えばあん摩マッサージ指圧師の需要と供給の状況等が考えられる。なお、「勘案」とは、いろいろの関連のあることがらをよくひきくらべてそれを考慮に入れるということである。
(以下略)